

北上市議会サイバーセキュリティポリシー

令和8年4月1日 策定

第1章 基本方針

1 目的

本方針は、本議会が管理・利用する情報資産を保護し、サイバー攻撃、情報の漏えい、不正アクセス等の脅威から議会活動の継続性を確保するとともに、市民の信頼を維持することを目的とする。

2 用語の定義

① ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

② 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。なお、本議会においては、電子メール（Gmail等）、クラウドサービス（サイドボックス、Googleドライブ等）、議員貸与端末等を含むものとする。

③ 情報資産

次に掲げるものを総称していう。

- 情報システム及びこれに関する設備ならびに電磁的記録媒体
- 情報システムで取り扱う情報及び行政文書（会議録、陳情書、紙媒体の資料等を含む）

④ サイバーセキュリティ

情報システムに対する外部からの攻撃（以下「サイバー攻撃」という）を防ぎ、安全な運用を確保することをいう。

⑤ 議会独自利用環境

議員の活動支援等のために、本議会が主体となって運用・利用する情報システムをいう。

⑥ 市当局利用環境

事務局職員が日常業務で使用する、市執行機関が管理・運営する情報システム（LGWAN等）をいう。

3 対象とする脅威

本議会が対象とする脅威は、次のとおりとする。

- ① 不正アクセス、ウイルス感染、なりすまし等のサイバー攻撃による、情報の漏えい、改ざん及びシステムの中断。
- ② 情報資産の紛失、盗難、誤操作又は職務目的以外の利用等による、情報の漏えい及び滅失。
- ③ 災害、重大な事故又は機器の故障等による、システム及び行政文書の利用停止。

4 適用範囲

- ① 本方針は、議員及び議会事務局職員(以下「事務局職員」という)に適用する。
- ② 本方針が対象とする範囲は、本議会が管理・利用する全ての情報資産とする。

5 遵守義務

- ① 議員及び事務局職員は、本議会の情報資産を取り扱うときは、北上市議会個人情報保護条例、北上市議会個人情報保護規則、北上市議会議員政治倫理条例、その他の条例、規則、法令及び本方針を遵守しなければならない。
- ② 事務局職員は、市職員としての立場において市の保有する情報を取り扱うときは、市の定める情報管理運用規則及び関連法令等を遵守しなければならない。
- ③ 議員は、本方針を遵守し、職務上知り得た情報の機密を保持するとともに、適切に情報を取り扱わなければならない。
- ④ 議員及び事務局職員は、その職務目的以外で情報を閲覧又は利用してはならない。
- ⑤ 議員及び事務局職員は、行政文書を職務遂行上必要な場合を除き、外部へ持ち出し、又は送信等してはならない。

6 組織体制・管理対策の確立

- ① 最高情報セキュリティ責任者(CISO)は議長とし、本議会における対策を統括する。
- ② 議会独自利用環境については、議長が運用責任を負い、その実務を事務局長が統括する。
- ③ 議員は、サイバーセキュリティ確保の観点から、市当局のLGWAN接続系及び基幹業務系ネットワークへのアクセス権限を持たない。
- ④ CISOは、本方針に基づき、具体的かつ詳細な情報セキュリティ対策基準を策定し、

物理的・人的・技術的な対策を講じるものとする。

7 点検・監査・見直し

- ① CISOは、本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて点検及び監査を実施する。
- ② CISOは、状況の変化や監査結果に対応するため、適宜本方針の見直しを行うものとする。

第2章 対策基準

1 情報資産の分類と管理

① 情報の区分

議会活動で取り扱う情報は、その機密性等に応じて以下のとおり区分し、適切に管理する。なお、取り扱う情報がどの区分に該当するか判断が困難な場合は、より機密性の高い区分に属するものとして取り扱わなければならない。

情報区分	定義	取扱いルール
公開情報	<ul style="list-style-type: none">本会議資料、その他一般に公開されている情報	<ul style="list-style-type: none">通常の議会活動の範囲で利用することができる。
内部情報	<ul style="list-style-type: none">公開を予定していないが秘密会資料には該当しない情報公開を予定しているが公表の段階にない情報	<ul style="list-style-type: none">第三者に提供しない。議会内・事務局内の必要最小限の範囲で共有する。公表の段階に至るまで、その内容を口外、提供、またはSNS等により発信してはならない。
非公開情報	<ul style="list-style-type: none">秘密会資料、個人情報、及び公開することで議会運営、市民生活、又は第三者の安全若しくは正当な利益に支障を及ぼすおそれがある情報	<ul style="list-style-type: none">第三者への提供、複製(撮影・スクリーンショット含む)、及びその内容の伝達・流布を厳禁とする。事務局指定以外の経路での保存・転送を禁止する。事務局は、情報システムへの掲載時、当該情報の取扱い権限を有する者(出席議員、関係当局職員、及び守秘義務を負う民間関係者等)に限定してアクセス権限を付与し、それ以外の者が閲覧できないよう厳格な制限を講じなければならない。

② 事務局職員が市当局のシステム上の情報を取り扱う場合は、市の格付け基準を優先する。

2 物理的・技術的セキュリティ(端末・アプリ・媒体の利用)

- ① 内部情報及び非公開情報の取り扱いには、原則として事務局が貸与するタブレット端末を使用する。
- ② 議員が個人の端末を議会活動に使用する場合は、適切なパスコード設定やウイルス対策ソフト導入等の安全管理措置を講じなければならない。
- ③ 全ての端末において、OS及びソフトウェアを常に最新の状態に保たなければならない。
- ④ 貸与するタブレットにおけるアプリの導入は事務局の管理下で行い、議員による未許可のアプリ導入を制限する。
- ⑤ 議員と事務局職員との間でのデータの受け渡しに、USBメモリ等の外部記録媒体を使用してはならない。
- ⑥ データの受け渡しは、電子メール、承認されたチャットツール又は承認されたクラウドサービスを利用する。未承認のチャットツール及びSNSのメッセージ機能を用いて、内部情報及び非公開情報の授受を行ってはならない。
- ⑦ 事務局職員は、外部から受領したデータを市当局利用環境へ取り込む際、市の規定に基づき無害化处理を行う。

3 人的セキュリティ(議員、事務局職員の遵守事項)

- ① 非公開情報及び内部情報の秘匿義務
議員及び事務局職員は、非公開情報について、許可なく複製(撮影、スクリーンショット、コピー等)を行ってはならない。また、職務上知り得た非公開情報及び内部情報の内容を、職務に関係のない第三者に口外、提供、またはSNS等により発信してはならない。
- ② SNS、ブログ等への投稿禁止
非公開情報及び内部情報をSNS、ブログ等の外部メディアへ投稿することを禁止する。これには、資料の画像を掲載することだけでなく、資料や会議から得た内容を記述することも含む。
- ③ 情報資産の放置及び「覗き見」の防止
非公開情報及び内部情報が含まれる端末画面や紙資料を、第三者の目に触れる場所に放置してはならない。非公開情報の閲覧等の作業を行う際は、周囲の状況を確認し、第三者に画面を覗き見られないよう、適切な措置を講じなければならない。
- ④ 職務目的以外の利用禁止
議員および事務局職員は、職務上知り得た情報を、その職務目的以外(特定の個人や団体の利益、政治活動、私的な目的等)に利用してはならない。

⑤ 退職後等の継続義務

議員及び事務局職員は、退職、議員任期終了、又は離職した後においても、職務上知り得た非公開情報及び内部情報の機密を保持しなければならない。

⑥ 教育・啓発

CISOは、議員及び事務局職員に対し、本方針の遵守及び情報セキュリティ意識の向上のため、必要な研修や啓発を適宜実施するものとする。

4 インシデント対応

- ① 情報資産の紛失、盗難、ウイルス感染の疑い、情報の漏えい等の事案が発生した、またはその恐れがあることを知った場合は、直ちに議会事務局へ報告しなければならない。
- ② 議長は、インシデントの発生により高度な技術的対応が必要と判断した場合は、市執行機関(情報システム担当部局等)に対し、必要な技術的支援を求めるものとする。

5 義務違反への対応

議員が本方針に違反したことにより、議会運営に重大な支障を及ぼし、又は本議会の信用を著しく失墜させたときは、北上市議会会議規則及び北上市議会議員政治倫理条例その他の関係規定に基づき、厳正に対処するものとする。

6 その他

本方針に定めのない事項については、市の情報セキュリティ対策基準を参酌するものとする。

資料

策定の経過

令和8年2月16日 各派代表者会(内容協議)

令和8年3月5日 議長決裁(内容決定)

令和8年4月1日 策定・公表